

社会福祉法人東大寺福祉事業団 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東大寺福祉事業団の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 役員及び評議員に報酬を支給する。ただし、東大寺僧侶並びに当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

2 報酬は現金で支給する。

(報酬の額)

第 3 条 報酬の額は、日額 5,000 円とする。

(支給日)

第 4 条 報酬の支給日は、理事会及び評議員会の開催当日とする。

(費用弁償)

第 5 条 役員及び評議員には、理事会、評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、東大寺僧侶並びに当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

2 費用弁償は現金で支給する。

(費用弁償の額)

第 6 条 費用弁償の額は、交通費の実費とする。

(支給日)

第 7 条 費用弁償の支給日は、第 5 条による支払い事由が発生した日とする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。